都道府県名

奈良県

市区町村名

奈良市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入して ください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。 ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市 町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄 附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分) | 欄には、都道府県等に対する寄附金のう ち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額 控除額を記入する。 「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則 第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄
- 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。 (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、 $(1) \sim (3)$ のうちいずれか2以上に該当する 場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、 特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対す る寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左の	うち、ふるさと	: 納税ワンスト:	ップ特例制度適用分		
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、甲告特例控除額 (円)		
市町村民税	5, 598	656, 357, 593	275, 960, 671	1, 768	104, 056, 064	58, 828, 210	10, 689, 605		
道府県民税	5, 598	656, 357, 593	183, 974, 871	1, 768	104, 056, 064	39, 219, 371	7, 126, 701		

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2 号に規定する寄附 日本赤十字に対	付金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
卢 ガ	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	108	9, 199, 558	267, 312	155	23, 739, 637	1, 381, 960	
道府県民税	108	9, 199, 558	178, 209	166	23, 545, 331	912, 655	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			左の	の内訳		
区分	区分			都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 共同募金、日本赤十字社に対 条例で する寄附金		条例で定める。	列で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	130	23, 796, 346	7, 604, 991	118	20, 023, 500	76	2, 075, 846	55	1, 697, 000
道府県民税	130	24, 193, 346	5, 085, 884	118	20, 023, 500	76	2, 075, 846	67	2, 094, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	5, 991	713, 093, 134	285, 214, 934				
道府県民税	6, 002	713, 295, 828	190, 151, 619				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

4,496 件

- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。
- ・第55号の7様式について、CSVデータの電子送信によるやりとりを可能にすべきと考えます。 現状では、紙の通知を受領した後に課税システムへの入力や取り込むためのデータ化を行う必要があり、受領後の事務処理、データ化の費用などが制度開始以前より負担増となっています。データで取り込むことができればそれらの負担を軽減することができます。
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ・(主に特例制度不適用通知を受領した方から)「制度をよく理解していないまま申請していた。確定申告でワンストップ申請分を申告しなくても自動的に住民税の控除を受けることができると思っていた。」

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税の全国的な盛り上がりについては、地域産業の発展や自治体の取り組みへの関心度の向上など良い影響をもたらすこともあります。一方で、限りある税収の自治体間の奪い合いが起こり、行き過ぎた返礼品の充実化が進んでいます。それに伴い寄付者の関心が、いかに自己負担を少なくしつつ返礼品を受け取ることができるか、という点に向いていると感じます。今後、控除限度額の見直しなど税制面の再検討も必要であると考えます。

【以上】

都道府県名 奈良県 市区町村名 大和高田市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	区分人数(人)	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
					左0)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	517	45, 026, 000	17, 795, 446	195	8, 853, 500	5, 018, 181	736, 376		
	道府県民税	517	45, 026, 000	11, 863, 742	195	8, 853, 500	3, 345, 516	490, 943		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
ΔŊ	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	
市町村民税	28	304, 000	14, 880	10	11, 756, 265	123, 489	
道府県民税	28	304, 000	9, 920	34	13, 331, 265	141, 707	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	7	2, 227, 981	344, 143	7	849, 000	4	59, 000	2	1, 319, 981	
道府県民税	7	2, 543, 981	242, 070	7	849, 000	4	59, 000	3	1, 635, 981	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	562	59, 314, 246	18, 277, 958				
道府県民税	586	61, 205, 246	12, 257, 439				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

479 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例通知書を紙ベースではなく、CSV等のデータで欲しい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例制度を利用する方の所得税分まで住民税側で控除するのは、改善の余地がある。

都道府県名 奈良県 市区町村名 大和郡山市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分 人数 (/			控除額(円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人)	人数(人) 寄附金額 (円)		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	814	57, 104, 510	26, 168, 078	300	14, 473, 102	8, 165, 480	1, 310, 543		
	道府県民税	814	57, 104, 510	17, 445, 561	300	14, 473, 102	5, 443, 749	873, 737		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	54	538, 000	25, 800	43	11, 390, 120	444, 968	
道府県民税	54	538, 000	17, 200	43	11, 390, 120	296, 645	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	5当するもの						
	0 349 9 91) 40% 25XII (CB	A			左	の内訳		
区分			都道府県、市町村、特別区に 共同募 対する寄附金			共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	18	1, 573, 000	341, 621	14	1, 150, 000	16	268, 000	6	155, 000
道府県民税	18	1, 573, 000	227, 750	14	1, 150, 000	16	268, 000	6	155, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	929	70, 605, 630	26, 980, 467				
道府県民税	929	70, 605, 630	17, 987, 156				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

740 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

寄附先自治体から特例通知を受けて対象者に適用するという事務処理自体は難しくありませんが、処理時期が元々繁忙期であることから負担感は大きく、今後件数が増加するようであれば他業務の支障とならないよう対策が必要と感じられました。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

確定申告や転出等により特例申請がなかったものとみなされる場合、本市より対象者にその旨の通知を お送りしましたが、この規定をご存知でなかった方が多く、説明不足、分かりにくいとのご意見をお受 けしました。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本市納税義務者のふるさと納税実績においても、前年度比で人数3倍弱、寄附金額5倍強、控除額6倍強と高い伸び率を示しており、制度としては相当に普及したものと思われます。他方、自治体であれば特産品を持つ自治体、納税者であれば高額納税者ほど有利となる、返礼品前提の運用に対する批判意見も根強く、さらなる調整が必要と思われます。

都道府県名 奈良県 市区町村名 天理市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	: 納税ワンスト;	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
,	市町村民税	396	28, 936, 000	13, 192, 322	168	7, 463, 600	4, 226, 393	649, 788		
	道府県民税	396	28, 936, 000	8, 794, 995	168	7, 463, 600	2, 817, 594	433, 192		

EA	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
区分	人数(人)	市本が十子に対 寄附金額 (円)	字の新附金) 控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額(円)	空前附金) 控除額 (円)	
市町村民税	32	477, 500	24, 809	9	1, 268, 000	75, 000	
道府県民税	32	477, 500	16, 541	25	3, 170, 000	124, 800	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			#/	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定める 対する寄附金 する寄附金					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	6	582, 000	187, 204	5	422, 000	4	45, 000	4	115, 000
道府県民税	8	1, 115, 000	146, 125	5	422, 000	4	45, 000	7	648, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	443	31, 263, 500	13, 479, 335				
道府県民税	461	33, 698, 500	9, 082, 461				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

200 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例申告書を提出したにもかかわらず、確定申告、住民税申告をした者についてその課税内容等を 精査して対応をしなければならない。また、所得税更正の請求等が必要なもの、そうでないものとの場 合分けする必要があり、課税事務が煩雑になっていると感じる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

制度がわかりづらい。もっと大々的に広報をしてほしい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 奈良県 市区町村名 橿原市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分				左0) うち、ふるさ b	と納税ワンストッ	ップ特例制度適用分			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	1, 404	140, 383, 575	59, 033, 671	478	23, 871, 711	13, 571, 259	2, 250, 249			
道府県民税	1, 404	140, 383, 575	39, 355, 359	478	23, 871, 711	9, 047, 657	1, 500, 237			

区分	条の7第1項		る寄附金に係る	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	41	1, 225, 000	68, 580	31	12, 774, 215	711, 369	
道府県民税	41	1, 225, 000	45, 720	103	19, 664, 289	720, 536	

	3つのうち	いずれか2以上に	こ該当するもの						
						左位	の内訳		
区分			3						ものに対する寄附 金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	35	8, 567, 000	2, 722, 210	33	7, 482, 000	10	500, 000	6	585, 000
道府県民税	36	9, 976, 099	1, 871, 093	33	7, 482, 000	10	502, 000	29	1, 992, 099

	合計					
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)			
市町村民税	1, 511	162, 949, 790	62, 535, 830			
道府県民税	1, 584	171, 248, 963	41, 992, 708			

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

478 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例の申請を行った方が、確定申告等を行い、ワンストップ特例の適用を外れてしまう方が見受けられた。確定申告相談時等に周知を行う必要がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例自体に関する問いあわせは少なく、控除限度額(いくらまで寄附金税額控除ができるか)の問い合わせが大半を占めた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税制度の趣旨に合うような寄附が増加することを望みます。

都道府県名 奈良県 市区町村名 桜井市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左の)うち、ふるさと	: 納税ワンスト;	ップ特例制度適用分		
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	453	34, 987, 500	14, 962, 697	154	6, 848, 000	3, 801, 196	553, 020		
道府県民税	453	34, 987, 500	9, 975, 230	154	6, 848, 000	2, 534, 180	368, 703		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	86	1, 539, 000	82, 020	14	1, 087, 000	63, 540	
道府県民税	86	1, 539, 000	54, 680	24	1, 453, 000	56, 200	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	5当するもの						
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			左	の内訳		
区分					都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定める 対する寄附金 する寄附金		ものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	16	5, 375, 000	1, 288, 132	13	3, 885, 000	11	1, 450, 000	3	40,000
道府県民税	16	5, 631, 000	868, 996	13	3, 885, 000	11	1, 450, 000	8	296, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	569	42, 988, 500	16, 396, 389				
道府県民税	579	43, 610, 500	10, 955, 106				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

158 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度について、よくわからずに手続きを行っている寄附者が少なからずおり、市と寄附者とのトラブルのもとになる。また、特例制度適用等の通知を送る際には問い合わせも多くあった。 手続きや確定申告について、より一層周知徹底してほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特産品をめぐり、カタログ通販のような感覚で寄附される方がいるので、本来の寄附金のあり方を再度 認識する必要がある。

都道府県名 奈良県 市区町村名 五條市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさ	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	137	11, 564, 500	5, 089, 080	36	1, 633, 000	928, 992	14, 604		
	道府県民税	137	11, 564, 500	3, 392, 728	36	1, 633, 000	619, 336	97, 744		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	13	146, 045	7, 203	5	1, 080, 000	45, 853
道府県民税	13	146, 045	4, 802	9	1, 114, 000	31, 609

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	6	11, 523, 856	1, 348, 444	6	11, 383, 856	4	140, 000	0	0	
道府県民税	6	26, 583, 856	901, 363	6	11, 383, 856	4	140, 000	2	15, 060, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	161	24, 314, 401	6, 490, 580				
道府県民税	165	39, 408, 401	4, 330, 502				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

返礼品目当ての寄付が多いようなので、返礼品を全て禁止するなどして、ふるさと納税の 本来の趣旨通りに寄付されるような制度を確立していただきたい。

都道府県名 奈良県 市区町村名 御所市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(#1.7=7)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	167	22, 924, 001	8, 640, 658	39	1, 888, 000	1, 068, 473	161, 889		
	道府県民税	167	22, 924, 001	5, 760, 476	39	1, 888, 000	712, 329	107, 933		

EΛ	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
区分	人数(人)	市本が十子に対 寄附金額 (円)	字の新附金) 控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額(円)	空前附金) 控除額 (円)	
市町村民税	21	628, 500	28, 860	9	10, 323, 000	39, 803	
道府県民税	21	628, 500	19, 240	16	10, 539, 000	34, 616	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			+:/	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	8	865, 500	292, 418	7	825, 000	6	40, 500	0	0
道府県民税	8	885, 500	195, 545	7	825, 000	6	40, 500	3	20, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	205	34, 741, 001	9, 001, 739				
道府県民税	212	34, 977, 001	6, 009, 877				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

104)件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例申請者が確定申告したことにより住民税控除不適用となった対象者があった。 ワンストップ特例制度利用された場合は、所得税還付分を住民税において軽減されるため、自治体には その減収分の補填や不適用対象者が多くなると事務的経費も多くなるため何らかの財政的支援をして欲 しい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例制度を申請したが、何箇所かにした申請が住所地に報告があるか不安だった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

制度発足時はふるさとを支援する気持ちでふるさと納税される方が多い様子であったが、最近はショッピング感覚等で商品を選んでふるさと納税されている様子に変化しているため、制度のあり方としては、地元や思い入れのある町のどの場所にしても同じメリットが理想。

都道府県名 奈良県 市区町村名 生駒市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左の)うち、ふるさと	ニ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、甲告特例控除額 (円)		
市町村民税	2, 494	309, 185, 626	122, 398, 372	838	52, 069, 596	29, 907, 190	5, 713, 090		
道府県民税	2, 494	309, 185, 626	81, 599, 417	838	52, 069, 596	19, 938, 394	3, 808, 863		

区分	7第1項第2号	€の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	54	1, 207, 000	65, 940	44	1, 020, 700	55, 962	
道府県民税	54	1, 207, 000	43, 960	79	7, 341, 100	170, 750	

	3つのうちい	ずれか2以上に訪	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	34	7, 785, 156	1, 744, 802	31	4, 125, 870	16	398, 286	5	3, 261, 000	
道府県民税	34	7, 816, 156	1, 164, 047	31	4, 125, 870	16	398, 286	20	3, 292, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	2, 626	319, 198, 482	124, 265, 076				
道府県民税	2, 661	325, 549, 882	82, 978, 174				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2,285 件

- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。
- ・1月31日以降に通知された申告特例通知書の取り扱いをどうすべきか。
- ・年末調整済で住宅ローン控除等により所得税の還付が発生しない方についても、住民税の税額控除が 適用されるのは不平等では。申告が必要な方は、住民税の税額控除が受けられない。
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

返礼品目的の寄附により実績額が伸びていると思われるので、本来の趣旨(ふるさとに対して貢献又は応援したい)にあった寄附制度にすべきと考える。

都道府県名 奈良県 市区町村名 香芝市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0) うち、ふるさ b	: 納税ワンスト:	ップ特例制度適用分			
人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	1, 056	110, 520, 985	47, 634, 513	361	20, 195, 000	11, 523, 036	2, 085, 197			
道府県民税	1, 056	110, 520, 985	31, 756, 548	361	20, 195, 000	7, 682, 136	1, 390, 182			

区分	314条の7	第37条の2第1耳 第1項第2号に規定 係るもの 「金、日本赤十字 金)	定する寄附金に	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	14	675, 000	38, 820	26	893, 620	44, 678	
道府県民税	14	675, 000	25, 880	41	2, 641, 620	98, 345	

	3つのうち	っいずれか2以上に	こ該当するもの						
区分			左の内訳						
			対する	対する寄附金		 寄附金	<u>金</u>		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	30	5, 890, 822	1, 985, 340	29	5, 232, 000	5	95, 000	15	563, 822
道府県民税	30	6, 467, 886	1, 346, 645	29	5, 232, 000	5	95, 000	24	1, 140, 886

	合計					
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)			
市町村民税	1, 126	117, 980, 427	49, 703, 351			
道府県民税	1, 141	120, 305, 491	33, 227, 418			

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

882 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

納税側の方には申告する手間を省くことができるというメリットがあるが、事務処理側としては通知書の入力や特例が適用外になった方への対応等、事務処理量が増加しメリットはあまり感じられなかった。

- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ・確定申告等をするとワンストップ特例の適用外になることを知らなかった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税は返礼品を貰うための寄付という認識の方が多く、上限の問い合わせも多々あり、寄 付という本来の意味合いから離れているように考える。

都道府県名 奈良県 市区町村名 葛城市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)							
区分	人数(人) 寄附金額 (円)			左0) うち、ふるさ <i>も</i>	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分	
			控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)	
市町村民税	335	25, 828, 408	11, 270, 253	96	4, 690, 000	2, 645, 308	431, 231	
道府県民税	335	25, 828, 408	7, 513, 572	96	4, 690, 000	1, 763, 567	287, 496	

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	10	362, 205	17, 630	9	667, 000	30, 180	
道府県民税	10	362, 205	11, 753	17	1, 003, 000	31, 040	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分					丁村、特別区に 寄附金		本赤十字社に対 寄附金	条例で定める	ものに対する寄附金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	9	1, 074, 100	327, 329	8	826, 000	5	230, 000	2	18, 100	
道府県民税	9	1, 104, 100	219, 419	8	826, 000	5	230, 000	4	48, 100	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	363	27, 931, 713	11, 645, 392				
道府県民税	371	28, 297, 713	7, 775, 784				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

226 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

特例申請の否認通知については、当初課税の普通徴収決定通知書送付後に該当者に送付した。ふるさと寄附金の受領書と特例申請書の両方を発行している自治体が多いように思われる中で、住民の方は確定申告で控除申請する人、特例申請だけで控除できると思っている人、寄附金の一部を確定申告でおこない一部を特例申請でおこなえると思っている人など、何種かの申告パターンがあり、該当者の方にも特例申請の理解が浸透していないように思われた。

- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ・税務署で確定申告を行うときに寄附金の受領書を提出したら、給与所得者はワンストップで可能であり申告の必要はないと指導を受けた方が、窓口に質問にこられたので、再度確定申告を行ってもらうよう伝えた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 奈良県 市区町村名 字陀市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分	人数 (人) 寄附金額 (円)		(4,1-2)		左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
				控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	169	12, 171, 500	5, 287, 774	47	2, 399, 500	1, 356, 622	295, 504				
	道府県民税	169	12, 171, 500	3, 525, 192	47	2, 399, 500	904, 424	197, 012				

	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの			
区分	(共同募金、	日本赤十字に対	する寄附金)	(条例で定	めるものに対す	る 寄附金)	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	58	5, 829, 797	200, 278	18	639, 979	25, 199	
道府県民税	58	5, 829, 797	133, 519	19	642, 979	16, 840	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
				40 36 ct 10 -t-m			の内訳	2212212	
区分						本赤十字社に対 寄附金	条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	8	1, 234, 000	385, 344	8	944, 000	5	240, 000	3	50, 000
道府県民税	8	1, 234, 000	256, 896	8	944, 000	5	240, 000	3	50, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	253	19, 875, 276	5, 898, 595				
道府県民税	254	19, 878, 276	3, 932, 447				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

<mark>67</mark> 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例通知の入力処理および、特例無効通知発送の処理が繁忙期と重なるため、効率的に事務処理を行うことが必要と感じた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特例制度を受けるための要件が分かりづらいとの意見があった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし。

都道府県名 奈良県 市区町村名 山添村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	15	1, 238, 000	498, 275	3	75, 000	41, 404	69, 000			
	道府県民税	15	1, 238, 000	332, 185	3	75, 000	27, 603	69, 000			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1	10, 000	480	4	368, 560	21, 634
道府県民税	1	10, 000	320	4	368, 560	14, 423

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	20	1, 616, 560	520, 389				
道府県民税	20	1, 616, 560	346, 928				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

3 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 奈良県 市区町村名 平群町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左の)うち、ふるさる	: 納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	269	22, 058, 500	10, 230, 405	88	5, 291, 000	3, 007, 077	539, 099				
	道府県民税	269	22, 058, 500	6, 820, 344	88	5, 291, 000	2, 004, 748	359, 416				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号に規定する 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	12	437, 916	23, 935	22	1, 221, 000	63, 960
道府県民税	12	437, 916	15, 957	23	1, 241, 000	43, 360

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	Γ					
区分					左の内訳 3道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定めるもの				
E33				対する	寄附金	するす	寄附金		金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	10	2, 126, 500	667, 441	10	1, 730, 000	5	70, 000	5	326, 500
道府県民税	10	2, 126, 500	444, 964	10	1, 730, 000	5	70,000	5	326, 500

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	313	25, 843, 916	10, 985, 741					
道府県民税	314	25, 863, 916	7, 324, 625					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

288 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

事務作業が増えた

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 奈良県 市区町村名 三郷町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(#1.7=7)				ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	279	18, 420, 000	8, 445, 919	94	4, 742, 000	2, 684, 326	469, 889				
	道府県民税	279	18, 420, 000	5, 630, 676	94	4, 742, 000	1, 789, 580	313, 248				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	6	193, 000	10, 860	14	213, 470	11, 129
道府県民税	6	193, 000	7, 240	14	213, 470	7, 419

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	6	954, 000	298, 686	5	678, 000	3	135, 000	4	141,000
道府県民税	6	954, 000	199, 124	5	678, 000	3	135, 000	4	141, 000

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	305	19, 780, 470	8, 766, 594					
道府県民税	305	19, 780, 470	5, 844, 459					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

95 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告の場合とワンストップ特例制度利用時で住民税分の税額控除が異なる場合があるが、同じ控除額となるべきだと考えます。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

確定申告、ワンストップ特例適用時に同じ税額控除としていただきたい。

都道府県名 奈良県 市区町村名 斑鳩町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
ì	市町村民税	334	30, 843, 266	13, 314, 599	120	5, 458, 276	3, 103, 273	525, 638				
j	道府県民税	334	30, 843, 266	8, 876, 463	120	5, 458, 276	2, 068, 886	350, 438				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	22	325, 000	16, 860	13	1, 487, 000	72, 891	
道府県民税	22	325, 000	11, 240	13	1, 487, 000	48, 594	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	3	350, 755	60, 814	3	90, 000	1	10,000	3	250, 755	
道府県民税	3	350, 755	40, 544	3	90, 000	1	10,000	3	250, 755	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	372	33, 006, 021	13, 465, 164				
道府県民税	372	33, 006, 021	8, 976, 841				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

320 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

送付されてくる特例通知の処理に手間がかかった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

(確定申告だけでなく)地方税申告をしても、ワンストップ特例を受けることが出来なくなるのはおか しいのでは?という意見をうけた。

<Ⅲ. その他>

- 5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。
- 「ふるさと納税」という勘違いさせるような表現は改めて、「寄附金」という言葉でのみ説明をした方がいい。 「納税」というのであれば、それに見合った金額を収入として扱い、地方交付税から差し引かれるべきであろう。
- ・返礼品は「一時所得」に該当するとされているが、その価格を表示することは禁止されている。 本人は、どのようにしたら一時所得を計算できるのか、ご教示いただきたい。

都道府県名 奈良県 市区町村名 安堵町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	53	3, 203, 500	1, 442, 356	15	699, 500	386, 001	60, 685		
	道府県民税	53	3, 203, 500	961, 580	15	699, 500	257, 339	40, 459		

		の2第1項第2号 に規定する寄附		地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの			
区分	(共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	6	116, 217	6, 074				
道府県民税	6	116, 217	4, 049	4	91, 000	3, 320	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	3	116, 000	22, 146	2	35, 000	3	81, 000			
道府県民税	3	136, 000	15, 565	2	35, 000	3	81,000	1	20, 000	

		合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)						
市町村民税	62	3, 435, 717	1, 470, 576						
道府県民税	66	3, 546, 717	984, 514						

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

45 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例の申請し、確申で寄附控除をしていない人がいる。ふるさと納税を受ける側にも説明不足がうかがえる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

申告特例の申請が必要か問い合わせがあった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

今後も返礼品目的の寄附が増えていく。税収が少ない自治体にとって返礼品の良し悪しで影響されることになるのでは。

都道府県名 奈良県 市区町村名 川西町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさ <i>も</i>	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	91	11, 880, 000	4, 350, 048	25	1, 026, 000	583, 161	92, 220			
	道府県民税	91	11, 880, 000	2, 900, 048	25	1, 026, 000	388, 782	61, 482			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附: 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3	26, 000	1, 200	0	0	0
道府県民税	3	26, 000	800	8	589, 295	22, 932

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	4	866, 000	274, 148	4	746, 000	4	120, 000	0	0		
道府県民税	4	866, 000	182, 765	4	746, 000	4	120, 000	0	0		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	98	12, 772, 000	4, 625, 396					
道府県民税	106	13, 361, 295	3, 106, 545					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例の個人住民税申告特例控除額は、従来は所得税で控除されていたものですが、ワンストップ特例申告者は、すべて住民税からの税額控除となりました。申告の如何によって、確定申告者は国税と住民税で控除、ワンストップ特例申告者は住民税のみで控除となると、制度が混在して複雑な上、この申告特例控除額は市町村の減収となると思うのですが、この部分の補てん的な制度はないのでしょうか。

都道府県名 奈良県 市区町村名 三宅町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分							ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	84	4, 603, 000	2, 084, 510	31	1, 131, 000	635, 535	81, 928			
	道府県民税	84	4, 603, 000	1, 389, 688	31	1, 131, 000	423, 698	54, 621			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	0	0	0	1	5, 000	180
道府県民税	0	0	0	3	23, 000	740

	3つのうちい	ずれか2以上に	亥当するもの		左の内訳						
区分					都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定める 対する寄附金 する寄附金		ものに対する寄附 金				
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	85	4, 608, 000	2, 084, 690				
道府県民税	87	4, 626, 000	1, 390, 428				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

<mark>79</mark> 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

事務が煩雑になった。また、税収が減少する懸念がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

申告特例通知書がきちんと住所地の役所へ届いているのか不安という意見が寄せられた。また、制度の 仕組みがよくわからない、という意見が多数あった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

〜 ふるさとに貢献することができる、特典を受け取ることができる等、納税者にとっては、メリットが 大きいと思う。しかし、根本的な地方活性化や地方間格差を無くす為の制度として構築されていないと 感じる。

都道府県名

奈良県

市区町村名

田原本町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分				左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	275	25, 919, 500	10, 837, 200	108	4, 744, 500	2, 706, 259	401, 559			
道府県民税	275	25, 919, 500	7, 224, 869	108	4, 744, 500	1, 804, 209	267, 729			

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2 ・に規定する寄附 日本赤十字に対	付金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)
市町村民税	6	63, 000	3, 060	7	1, 116, 756	30, 964
道府県民税	6	63, 000	2, 040	13	1, 237, 756	25, 003

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			+,	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	5	306, 000	59, 891	4	110, 000	2	16, 000	2	180, 000
道府県民税	5	332, 000	40, 968	4	110,000	2	16, 000	4	206, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	293	27, 405, 256	10, 931, 115				
道府県民税	299	27, 552, 256	7, 292, 880				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

348 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

制度運用が複雑化している。この制度は元来、給与など年末調整のみの方が寄附金税額控除を受けたい場合に簡便にと考えられ、また、ふるさと納税を促進する意味合いも込められていると解するが、性善説に立ち制度設計されているため、返礼品と簡便性のみがクローズアップされる実情の中にあって、制度を理解し申請している寄附者は少数に限られる。その分手間が増える納税者を生み税制への不信感を持つ納税者を生む結果となっている。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例が適用できない納税者に対して、申告慫慂したところ不親切な文書を送付してくるなとクレームが寄せられた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税が制度設計された趣旨は理解できる。しかし、住民の多くは返礼品を目当てにどれくらい恩恵を受けれるかどうかに関心があり、真に応援したい自治体に寄附する納税者はいったいどのくらいいるだろう。自己の住む自治体に寄附した場合や、熊本地震に関係する自治体へ寄附した場合は、ふるさと納税の申告をすれば自己の住む自治体の住民税が減額され税金が還流するなどとなり、寄附本来の意味を失うことになる。住民の多くが個々の利益のためにこの制度を活用し、制度本来の趣旨を守ろうとする自治体さえも地域経済活性化を大義とした宣伝ツールとして活用せざるを得ないこの制度を、維持する意味があるのだろうか?返礼品がなくならない以上、ふるさと納税制度は倫理上崩壊している。

都道府県名 奈良県 市区町村名 曽爾村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分			(Hi-y=y)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	5	170, 000	139, 621	2	70, 000	70, 487	70, 487			
道府県民税	5	170, 000	93, 082	2	70, 000	46, 992	46, 992			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税						
道府県民税						

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	5	170,000	139, 621					
道府県民税	5	170,000	93, 082					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

276 件

3.	ふるさと納税ワンストップ特例制度について、	平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について
記入	.してください。	

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 奈良県 市区町村名 御杖村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0	りうち、ふるさん	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	1	60,000	34, 800							
道府県民税	1	60,000	23, 200							

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	2	70, 000	39, 600				
道府県民税	2	70, 000	26, 400				

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税											
道府県民税											

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	3	130, 000	74, 400				
道府県民税	3	130, 000	49, 600				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

なし

<Ⅲ. その他>

都道府県名 奈良県 市区町村名 高取町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
ī		34	1, 688, 000	744, 171	9	310, 000	173, 654	19, 700				
ì	道府県民税	34	1, 688, 000	496, 119	9	310, 000	112, 772	13, 137				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	2	40, 000	2, 160	1	3, 000	60	
道府県民税	2	40, 000	1, 440	1	3, 000	40	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	2	163, 000	25, 757	1	50, 000	2	63, 000	1	50, 000	
道府県民税	2	163, 000	17, 171	1	50, 000	2	63, 000	1	50, 000	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	39	1, 894, 000	772, 148					
道府県民税	39	1, 894, 000	514, 770					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 奈良県 市区町村名 明日香村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分			(都道府		F県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)					
	市町村民税	20	2, 112, 000	843, 560	2	70, 000	39, 602	4, 045					
	道府県民税	20	2, 112, 000	562, 376	2	70, 000	26, 402	2, 696					

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	4	64, 000	3, 360	1	80, 000	4, 680	
道府県民税	4	64, 000	2, 240	5	255, 000	9, 800	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
区分					左の内訳 那道府県、市町村、特別区に ┃ 共同募金、日本赤十字社に対 ┃ 条例で定めるものにえ				ものに対する寄附
四川				対する	寄附金	するも	寄附金		金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	350, 000	123, 527	1	350, 000				
道府県民税	2	450, 000	86, 351	1	350,000			1	100, 000

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	26	2, 606, 000	975, 127					
道府県民税	31	2, 881, 000	660, 767					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 奈良県 市区町村名 上牧町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入して ください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把
- <u>握している数値</u>を回答していただくものです。 ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市 町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のう ち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額 控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則 控除額を記入する。 第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には, (1) \sim (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、 特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対す る寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第	37条の2第1項第1号	号又は第314条 <i>の</i>	7第1項第1号に規定	定する寄附金に係る	るもの					
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
区分			控除額(円)	左	Eのうち、ふるさと	: 納税ワンストップ	『特例制度適用分					
	人数(人)	寄附金額 (円)		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)					
市町村民税	248	20, 587, 799	9, 183, 551	82	5, 033, 300	2, 888, 297	577, 678					
道府県民税	248	20, 587, 799	6, 115, 748	82	5, 033, 300	1, 925, 557	385, 131					

区分	第2号	の2第1項第2号又は こ規定する寄附金に 立、日本赤十字に対	係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314 条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係 るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	7	172, 000	9, 480	4	48,000	2, 400	
道府県民税	7	172, 000	6, 320	4	53, 000	1,800	

	3つのう‡	らいずれか2以上に該	当するもの								
					左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に対 する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対す る寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	7	1, 716, 000	583, 249	7	1, 595, 000	4	37, 000	2	84, 000		
道府県民税	7	1, 981, 000	406, 101	7	1, 595, 000	4	37, 000	5	349, 000		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	266	22, 523, 799	9, 778, 680					
道府県民税	266	22, 793, 799	6, 529, 969					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

256 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。 このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納 税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 奈良県 市区町村名 王寺町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
	区分	(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
					左の)うち、ふるさ <i>も</i>	: 納税ワンスト:	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	455	43, 398, 460	18, 238, 810	157	7, 969, 000	4, 551, 300	709, 044				
	道府県民税	455	43, 398, 460	12, 159, 242	157	7, 969, 000	3, 034, 235	472, 731				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	6	130, 000	7, 080	6	316, 000	18, 240	
道府県民税	6	130, 000	4, 720	14	13, 040, 000	225, 543	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
							の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	6	1, 114, 870	326, 249	6	935, 000	4	179, 870	0	0
道府県民税	6	1, 144, 870	218, 699	6	935, 000	4	179, 870	2	30, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	473	44, 959, 330	18, 590, 379				
道府県民税	481	57, 713, 330	12, 608, 204				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

469 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特に無し

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特に無し

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

現行の仕組みとして、納税者の寄付行動の基準が、意中の自治体応援よりも返礼品の選択に偏重せざるを得ないものであるため、ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえた一定のルールづくりが必要ではないか。

都道府県名 奈良県 市区町村名 広陵町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分				左0)うち、ふるさと	ニ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分				
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	639	70, 538, 084	29, 683, 109	169	9, 997, 000	5, 669, 623	1, 007, 367				
道府県民税	639	70, 538, 084	19, 788, 861	169	9, 997, 000	3, 779, 801	671, 603				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附: 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	10	85, 000	3, 900	27	912, 900	50, 304	
道府県民税	10	85, 000	2, 600	47	2, 440, 900	54, 116	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	-					
					左の内訳 『道府県、市町村、特別区に┃共同募金、日本赤十字社に対┃条例で定めるものに対する智				
区分					対する寄附金		寄附金	21177 172 7 3	金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	21	2, 172, 000	742, 314	18	1, 752, 000	8	245, 000	9	175, 000
道府県民税	21	2, 491, 900	507, 673	18	1, 752, 000	8	245, 000	16	494, 900

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	697	73, 707, 984	30, 479, 627					
道府県民税	717	75, 555, 884	20, 353, 250					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

169 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例を申請されてる方で確定申告をした場合、当初課税時であれば、エラー抽出等によって気づくことができるが、当初以降控除追加のために確定申告をされた場合、気づかないことが懸念される。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 奈良県 市区町村名 河合町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第	37条の2第1項第1				とに係るもの		
	区分			(型相)		F県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	277	35, 983, 624	11, 209, 898	69	4, 272, 000	2, 431, 885	405, 685		
	道府県民税	277	35, 983, 624	7, 473, 313	69	4, 272, 000	1, 621, 277	270, 466		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	9	223, 000	12, 300	4	178, 000	10, 140	
道府県民税	9	223, 000	8, 200	15	618, 752	23, 511	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	6	838, 000	121, 738	6	690, 000	1	30, 000	4	118,000		
道府県民税	6	848, 000	81, 159	6	690, 000	1	30, 000	5	128, 000		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	296	37, 222, 624	11, 354, 076				
道府県民税	307	37, 673, 376	7, 586, 183				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

231 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

件数越えや申告により適用対象外となった人に対しての通知を行うにあたり、期限内に申告をしてもらおうとすると、適用対象外が分かった時点で通知しなければならず、繁忙期に個別対応は非常に手間がかかる作業となっている。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

件数越えや申告により適用対象外となった人に対しての通知をしなければならないため、適用対象外とならないように寄附金をおこなった人に周知を徹底してほしい。

都道府県名 奈良県 市区町村名 吉野町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第3	37条の2第1項第1				とに係るもの	
	区分			(相以旦川	近県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)	
	市町村民税	16	1, 415, 000	560, 794	6	233, 000	128, 083	17, 790	
	道府県民税	16	1, 415, 000	373, 866	6	233, 000	85, 390	11, 860	

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附: 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	5	96, 000	3, 060	3	114, 000	6, 480	
道府県民税	5	96, 000	2, 040	3	114, 000	4, 320	

	3つのうちい	ずれか2以上に፤	亥当するもの	左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	24	1, 625, 000	570, 334				
道府県民税	24	1, 625, 000	380, 226				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

6 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度適用者のうち、確定申告等の提出により適用対象外となった者へ通知書を送付したが、制度について理解されているのか懸念される。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例制度を利用した寄附者にとっては確定申告の手間を省くことができ良いと思う。しかし、この制度の利用による寄附者が増えることにより、事務量が増加し、また所得税分を含め住民税で控除されてしまうため税収が減となる。制度について見直しが必要ではないかと思う。

都道府県名 奈良県 市区町村名 大淀町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第3	37条の2第1項第1	1号又は第314条の	の7第1項第1号に	- 規定する寄附金	全に係るもの				
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左0)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	133	9, 767, 000	4, 099, 924	48	1, 655, 000	917, 698	144, 622				
	道府県民税	133	9, 767, 000	2, 733, 310	48	1, 655, 000	611, 814	96, 419				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	2	105, 000	5, 880	12	495, 000	28, 080	
道府県民税	2	105, 000	3, 920	12	495, 000	18, 720	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	1	230, 000	13, 680	0	0	1	200, 000	1	30,000	
道府県民税	1	230, 000	9, 120	0	0	1	200, 000	1	30, 000	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	148	10, 597, 000	4, 147, 564					
道府県民税	148	10, 597, 000	2, 765, 070					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

107 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

意見や要望ではないが、損をしない(自己負担額2,000円以内) 寄附金額を教えてほしいという問い合わせが一番多くあった。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 奈良県 市区町村名 下市町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	35	3, 030, 000	1, 243, 866	12	477, 000	271, 811	38, 509				
	道府県民税	35	3, 030, 000	829, 251	12	477, 000	181, 211	25, 675				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの 第314条の7第1項第3号及び第4号に 附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	2	23, 000	1, 140	3	160, 000	9, 240
道府県民税	2	23, 000	760	3	160, 000	6, 160

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
							の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	245, 615	29, 663	1	40, 000	2	125, 615	1	80,000
道府県民税	2	245, 615	19, 776	1	40,000	2	125, 615	1	80, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	42	3, 458, 615	1, 283, 909				
道府県民税	42	3, 458, 615	855, 947				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

32 |件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告が不要な者にとっては利便性の高い制度であると感じる。特例制度が無効となった者は僅かであったが、認知率の上昇と共に無効の通知の送付や税額変更等の処理件数の増加が見込まれる。また確定申告書の提出があり、申告特例通知書と申告書の寄附先等が照合できない場合の対応として税務署への照会や閲覧が必要となるため事務量の増加に繋がると思われる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

当町は返戻品等の費用を差し引いたふるさと納税額が寄附金税額控除額を上回るため、ふるさと納税制度の恩恵を受けているといえる。しかし、返戻品競争を巡る問題等が多々取り上げられているように「寄附」という概念が非常に希薄になっていると感じるため、今後のふるさと納税制度のあり方について思慮する必要があるように思う。

都道府県名 奈良県 市区町村名 黒滝村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第3	37条の2第1項第1	1号又は第314条	の7第1項第1号に	二規定する寄附金	全に係るもの				
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左0)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	8	240, 000	58, 063	2	80, 000	45, 602	7, 597				
	道府県民税	8	240, 000	38, 709	2	80,000	30, 402	5, 065				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	
道府県民税	0	0	0	0	0	0	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	<u> </u>	左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	270, 000	0	1	160, 000	1	110, 000	0	0
道府県民税	1	270, 000	0	1	160, 000	1	110, 000	0	0

		合計		
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	9	510, 000	58, 063	
道府県民税	9	510, 000	38, 709	

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

9 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例の申込みをされている方が、確定申告をされる場合があり、特例の変更申請の説明に時間を要した。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 奈良県 市区町村名 天川村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左0)うち、ふるさと	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
ī	市町村民税	4	70,000	33, 648	4	70, 000	33, 648				
ì	道府県民税	4	70, 000	22, 433	4	70, 000	22, 433				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税							
道府県民税							

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税											
道府県民税											

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	4	70,000	33, 648				
道府県民税	4	70,000	22, 433				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 奈良県 市区町村名 野迫川村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第3	37条の2第1項第1 (都道所		の7第1項第1号に 特別区に対する領		とに係るもの
	区分				左の)うち、ふるさと	: 納税ワンスト;	ップ特例制度適用分
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
	市町村民税	4	120,000	59, 973	1	20, 000	10, 800	551
	道府県民税	4	120, 000	39, 983	1	20, 000	7, 200	367

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	
道府県民税	0	0	0	0	0	0	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		**		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

	슴計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	4	120, 000	59, 973				
道府県民税	4	120, 000	39, 983				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

件数が非常に少なかったこともあり、特に不都合を感じることはなかった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

マイナンバーの運用開始に伴い、特例適用申請時の個人番号添付に煩雑さを覚えるという声があった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

従来の税収に加えて更なる収入を得るための手段として有効であり、できるだけ活用したい。 ただ、過度な返礼品内容の競争となっては本村のように産業基盤の脆弱な自治体にとってデメリット が増すこととなるので、具体的な基準を設定することでそうした競争を防ぐ措置が必要ではないかと考 える。

都道府県名 奈良県 市区町村名 十津川村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
ī	市町村民税	9	474, 000	249, 331	4	210, 000	121, 204					
ì	道府県民税	9	474, 000	166, 223	4	210, 000	80, 804					

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	3	49, 000	2, 580	4	615, 000	35, 940	
道府県民税	3	49, 000	1,720	20	292, 000	7, 200	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税											
道府県民税											

		合計		
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	16	1, 138, 000	287, 851	
道府県民税	32	815, 000	175, 143	

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

9 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特にありません。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特にありません。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

根本的な見直しが必要だと考えています。

都道府県名 奈良県 市区町村名 下北山村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第	37条の2第1項第1	1号又は第314条	の7第1項第1号に	二規定する寄附金	全に係るもの				
1	(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
区分	人数(人)	ata nel A store		左0	りうち、ふるさる	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	4	292, 000	104, 428								
道府県民税	4	292, 000	69, 619								

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税							
道府県民税							

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計						
区分	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	4	292, 000	104, 428				
道府県民税	4	292, 000	69, 619				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

奈良県 上北山村 都道府県名 市区町村名

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入して ください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把
- <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市 町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税 「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄 額控除額を記入する。また、 附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分) | 欄には、都道府県等に対する寄附金のう ち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額 控除額を記入する。 「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則 第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの (条例で定めるものに対する寄附金) 」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「 \pm 03つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対するを対した。「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対す る寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分			(TEVE)		左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	4	380, 000	167, 309	1	40, 000	22, 801	2, 328				
道府県民税	4	380, 000	111, 539	1	40, 000	15, 201	1, 552				

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2· -に規定する寄除 日本赤十字に対	†金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0	0	0	1	10,000	480	
道府県民税	0	0	0	1	10,000	320	

	3つのうちい	ずれか2以上に記	亥当するもの			左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	5	390, 000	167, 789				
道府県民税	5	390, 000	111, 859				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 奈良県 市区町村名 川上村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第	37条の2第1項第1				全に係るもの	
	区分			(都道府	F県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)	
	市町村民税	7	2, 260, 000	755, 827	0	0	0	0	
	道府県民税	7	2, 260, 000	503, 885	0	0	0	0	

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	3	1, 150, 000	6, 540	0	0	0	
道府県民税	3	1, 150, 000	4, 360	0	0	0	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
							の内訳		
区分	<u> </u>			都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	10	3, 410, 000	762, 367					
道府県民税	10	3, 410, 000	508, 245					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 奈良県 市区町村名 東吉野村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	区分		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
					左0) うち、ふるさ <i>も</i>	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市	町村民税	1	3,000	50							
道	府県民税	1	3,000	40							

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	1	40, 000	330	1	25, 000	13, 096	
道府県民税	1	40,000	220	1	25, 000	8, 731	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税											
道府県民税											

	合計		
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3	68, 000	13, 476
道府県民税	3	68, 000	8, 991

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>